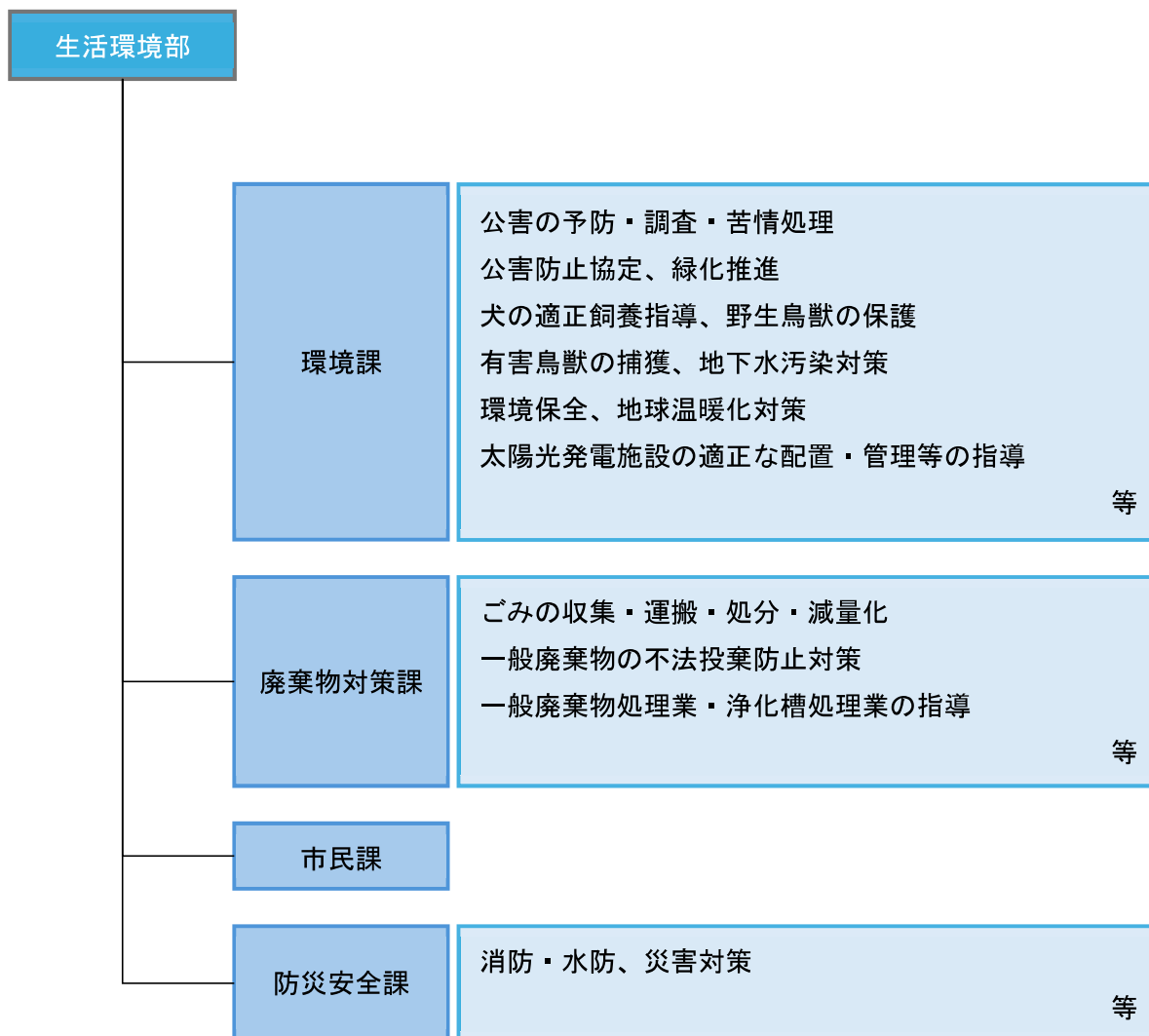


第1章 概要

第1節 神栖市における環境保全・廃棄物関係の組織

図 1-1 神栖市における環境保全・廃棄物関係の組織と主な業務（令和7年3月時点）



第2節 神栖市環境基本条例

神栖市環境基本条例は、平成 17 年に制定され、市の環境を保全し創造していくための基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、併せて環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることによって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

神栖市環境基本条例（平成 17 年 3 月 25 日 条例第 3 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、市の環境を保全し創造していくための基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにし、併せて環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることによって、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 3 条 環境の保全及び創造は、すべての市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むために必要とされる良好な環境を確保し、及び人と自然との共生を図るとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しながら、環境への負荷が少ない、持続的発展が可能な循環型社会の構築を目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携のもとに積極的に取り組むことにより行われなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ文化的な生活を将来にわたって確保するうえでの課題であることを認識し、すべての者がこれを自らの課題であるとしてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進しなければならない。

（環境基本計画）

第 7 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（年次報告）

第 8 条 市長は、環境の現況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況に関する報告を毎年作成し、これを公表しなければならない。

第3節 神栖市環境基本計画

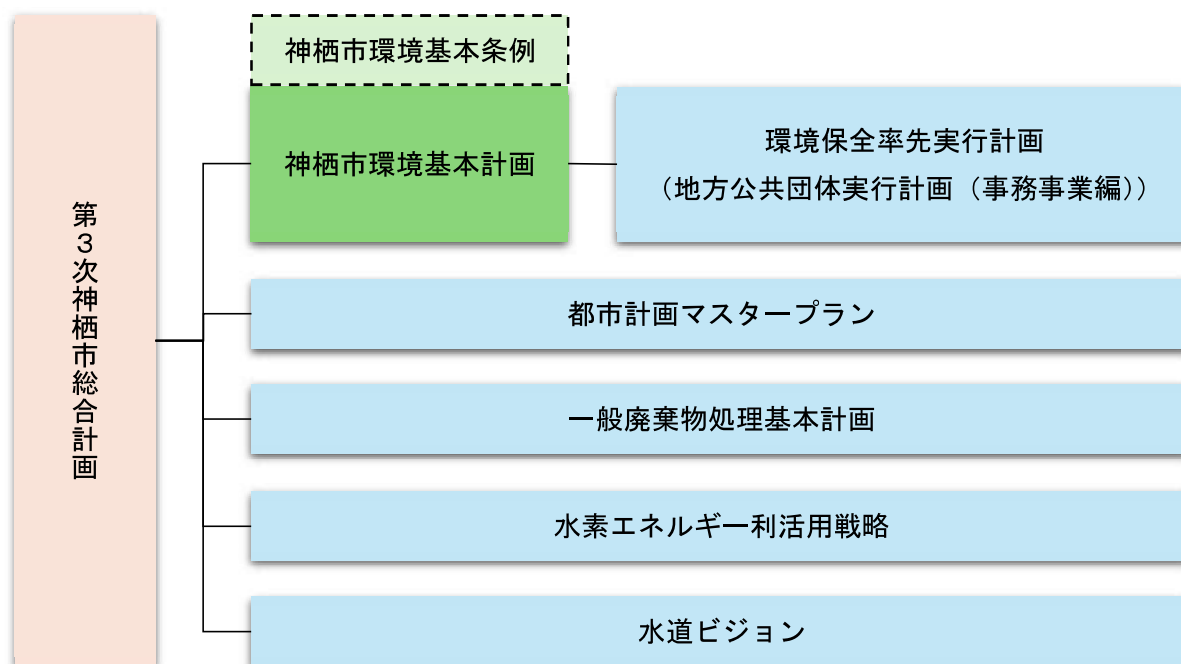
1. 神栖市環境基本計画の位置づけ

神栖市環境基本計画は、「神栖市環境基本条例」に定めた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現を目的として、「神栖市環境基本条例」の第7条に基づき平成31年3月に策定しました。

本市の最上位計画である「第3次神栖市総合計画」を環境面で支えるものと位置づけ、両計画は相補的な関係をとることとなっています。

さらに、環境に関する目標や方向において、環境基本計画の関連計画に当たる「神栖市都市計画マスタープラン」や「神栖市一般廃棄物処理基本計画」などの計画と、本計画との整合を図ります。

図 1-2 神栖市環境基本計画の位置づけと他主要関連計画



※本資料は神栖市環境基本計画（平成31年3月）に基づく内容になっています。

2. 神栖市の目指す環境

今ある環境課題を解決し、「人」及び「人の活動（産業活動）」と環境との調和と共生の実現を目指さなくてはなりません。その上で、人間の活動によって生み出される「物」の循環だけでなく、自然についても循環を基調とした持続可能な社会の構築を図っていくことを目指し、環境基本計画では望ましい環境像を次のとおり設定しています。

図 1-3 神栖市環境基本計画における望ましい環境像



また環境基本計画では望ましい環境像を実現するための目標として、環境面から望まれる 5 つの基本目標を設定しています。

図 1-4 神栖市環境基本計画における基本目標

基本目標 1	気候変動防止に貢献し、備えるまち
基本目標 2	資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち
基本目標 3	自然といきものをまもり、共生するまち
基本目標 4	健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち
基本目標 5	みんなが環境をまもり、創造するまち



3. 施策の展開

環境基本計画では、望ましい環境像を実現するため基本目標ごとに施策の展開を図ることとしています。

図 1-5 施策の体系（神栖市環境基本計画（平成 31 年 3 月））

基本目標	施策の方向性	施策の展開方針	施策
基本目標1 気候変動防止に貢献し、備えるまち	1-1 温室効果ガス排出量の削減	(1) 省エネルギーの促進	① 省エネルギー活動の普及 ② 省エネルギー設備の普及 ③ エコドライブの普及促進 ④ 次世代自動車の導入促進
		(2) 再生可能エネルギー導入の促進	① 再生可能エネルギーの普及促進 ② 家庭・事業者への再生可能エネルギー導入の促進
		(3) 新たなエネルギー導入の促進	① 家庭・事業所への水素エネルギーの浸透 ★ ② 安定的な水素エネルギー供給体制の検討 ★ ③ 水素に関する新たなビジネス創出及び研究開発などの支援 ★ ④ 市民や事業者などへの普及啓発 ★
		(4) 低炭素なまちづくりの推進	① 人と環境にやさしい総合的な交通ネットワークの構築 ★ ② 都市のエネルギーシステムの効率化の推進 ★
	1-2 気候変動への適応	(1) 気候変動による影響の理解促進	① 気候変動に関する情報の収集・提供 ★
		(2) 気候変動による影響への対応	① 高波・水害対策の推進 ★ ② 熱中症対策の推進 ★ ③ 感染症対策等の推進 ★
	1-3 フロン回収の促進	(1) フロン回収の啓発の推進	① 法に基づくフロン回収の啓発
	1-4 酸性雨に関する情報の収集	(1) 酸性雨の発生状況の監視の継続	① 酸性雨発生状況の監視
	2-1 資源が循環する社会の構築	(1) 市民・事業者・行政が協働した5Rの促進	① ごみの発生抑制、分別の徹底や再資源化に対する意識の啓発 ② ごみの発生抑制（リフューズ：Refuse）の促進 ③ ごみの排出抑制（リデュース：Reduce）の促進 ④ 修理・修繕（リペア：Repair）、再使用（リユース：Reuse）の普及 ⑤ ごみの再生利用（リサイクル：Recycle）の推進
		(2) 環境に配慮した適正処理・処分の推進	① 適正な中間処理の実施 ② 野外焼却禁止の励行 ③ 継続的な収集運搬、処理処分体制の構築
		(3) 神栖地域と波崎地域の清掃行政の円滑化	① 分別区分の構築 ② 資源物排出方法の構築 ③ 収集・運搬体制の構築
基本目標2 資源を有効利用し、環境への負荷が少ないまち	2-2 水の健全な循環の確保	(1) 水道普及率の向上	① 上水道への切替えの促進
		(2) 水の有効利用の促進	① 地下水の適正な利用 ② 節水の啓発
		(3) 計画的な土地利用の推進	① 国土利用計画等に基づく土地利用の推進
	2-3 環境に配慮した農業振興	(1) 環境保全型農業の促進	① エコファーマー登録の促進 ② 環境に優しい農作物（農薬低減）の栽培促進 ③ 畜産排泄物の適正処理の促進 ④ ソーラーシェアリングの普及 ★ ⑤ 優良農地の保全・集約化 ★
		(2) 資源の有効利用の促進	① 農業系資源有効利用の促進 ② 耕作放棄地の有効活用の促進 ★
	3-1 豊かな自然を有する地域の保全	(1) 豊かな自然地域の現状把握	① 豊かな自然地域の現状調査の実施 ② 自然環境調査の実施
		(2) 生物多様性の保全と管理	① 生物多様性の保全の啓発 ② 豊かな自然地域の保全 ③ 豊かな自然地域の管理 ④ 海岸環境の保全・整備 ★ ⑤ 外来生物の侵入防止と抑制 ★
	3-2 自然環境の回復	(1) 自然環境に配慮した都市整備の推進	① 河川的环境美化と景観の保全 ② 公共施設等の緑化
		(2) 自然環境に配慮した農地整備の推進	① 農地の保全
	3-3 人と自然とのふれあいの促進	(1) 人と自然とのふれあいの充実	① 人と自然とのふれあい活動の場の活用 ② 人と自然とのふれあい活動の場の整備
		(2) 公園・緑地の整備と管理の推進	① 公園・緑地の整備 ② 公園・緑地の管理
基本目標3 自然といきものをまもり、生するまち		(3) 良好な都市景観の形成	① 総合的な都市景観の形成 ② 道路景観の整備 ③ 快適な住環境の形成 ④ 家庭・事業所の緑化の推進 ⑤ 花いっぱい活動の充実 ⑥ 景観資源の活用

★印：新規施策

基本目標	施策の方向性	施策の展開方針	施策
基本目標4 健全な生活環境をまもり、安心して暮らせるまち	4-1 大気環境基準の維持と向上	(1) 大気監視の継続 (2) 発生源対策の推進 (3) 自動車排出ガス対策の推進	① 一般環境大気常時監視測定局等による大気環境測定の実施 ② 市内の降下ばいじんの状況の把握 ① 公害防止協定の遵守要請 ① 次世代自動車の率先導入 ② エコドライブの普及促進
	4-2 水質環境基準の達成	(1) 水環境監視の継続 (2) 発生源対策の推進 (3) 神之池浄化対策の推進	① 公共用水域の水質測定の実施 ① 公害防止協定の遵守要請 ① 神之池浄化手法の検討と実施 ② 神之池緑地の整備と充実
	4-3 地下水質の安全確保	(1) 地下水質監視の継続 (2) 有機ヒ素化合物汚染対策の推進	① 地下水質の測定の実施 ① 有機ヒ素化合物汚染の監視
	4-4 生活排水処理率の向上	(1) 公共下水道整備の推進 (2) 浄化槽対策の推進 (3) し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進	① 下水道計画の推進 ② 下水道接続率の向上 ① 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進 ② 浄化槽の管理の促進 ① し尿・浄化槽汚泥の計画的な処理 ② 衛生プラントの適正稼働
	4-5 騒音・振動の少ない環境の維持	(1) 騒音・道路沿道振動監視の継続 (2) 道路交通騒音・振動対策の推進 (3) 騒音・振動対策の推進	① 騒音測定の実施 ② 道路沿道振動測定の実施 ① エコドライブの普及促進 ② 低騒音型の道路整備 ① 工場、事業場騒音・振動対策 ② 近隣騒音対策
	4-6 においのない環境の達成	(1) 悪臭監視の継続 (2) 発生源対策の推進 (3) 近隣悪臭対策の推進	① 臭気測定の実施 ① 悪臭発生事業所への指導 ② 公害防止協定の遵守要請 ① 近隣悪臭防止のための指導と啓発
	4-7 安全確保のための化学物質等の管理	(1) 化学物質の排出・移動量の監視 (2) 化学物質の適正な管理の推進 (3) リスクコミュニケーションの推進 (4) 野外焼却等対策の推進 (5) 放射性物質の監視	① 化学物質の排出・移動量の把握 ② ダイオキシシン類測定結果の把握 ① 公害防止協定の遵守要請 ② ごみ処理施設等の適正管理 ① 化学物質に関する情報交換 ① ごみの野外焼却の防止 ② 農業系廃プラスチックの野外焼却の防止 ① 空間放射線量の監視 ② 放射性物質の監視
基本目標5 みんなが環境をまもり、創造するまち	5-1 市民の環境保全活動の促進	(1) 市民の環境保全活動の促進 (2) 地域の環境保全活動の活性化 (3) 環境教育の推進	① 日常生活における環境配慮の促進 ② 市民参加による美化活動の促進 ③ ごみのポイ捨ての防止 ④ 飼い犬や飼い猫などの飼養動物の適正管理の推進 ⑤ 環境情報の提供 ⑥ 市民の環境保全活動の紹介 ① ボランティア組織の育成及び活動への支援 ② 環境イベントの開催 ③ 市民参加型の環境事業の検討 ★ ① 環境教育の推進 ② 出前講座の開設 ③ 人材の育成 ④ 環境学習教材の整備
	5-2 事業者の環境保全活動の推進	(1) 環境と経済の好循環の促進 (2) 事業者等の地域活動への参加の促進	① 公害防止協定の締結 ① 環境保全活動への参加要請
	5-3 市の率先的な活動の実施	(1) 事務事業に伴う環境への負荷の低減 (2) 公害苦情の適正な処理の推進 (3) その他の公害等の発生の防止	① 環境保全率先実行計画の推進 ① 公害苦情等の適正処理 ① 土壌汚染対策 ② カラスの対策の実施 ③ 不法投棄の防止 ④ 空き地・空家の適正管理の推進 ⑤ その他の公害等の発生の防止

★印：新規施策